

平成 30 年7月 11 日 参考資料

神奈川県イノシシ管理計画(仮称)(素案)等への御 意見をお待ちしています!

近年、イノシシによる農作物被害が増加し、平成 28 年度は過去最大となりました。加えて、生息分布が拡大し、生活被害・人身被害が懸念されることから、被害の軽減及び生息分布拡大を防止するため、「神奈川県イノシシ管理計画(仮称)」の素案を作成しました。また、「神奈川県イノシシ管理計画(仮称)」を「第 12 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」に位置付けるため、所要の変更を行います。つきましては、これらに関する県民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

平成30年7月11日(水曜日)から平成30年8月9日(木曜日)まで

2 素案の公表方法

県のホームページに掲載するほか、県政情報センター、各地域県政情報コーナー、自然環境保全課において、印刷物により御覧いただけます。

- (1) 神奈川県イノシシ管理計画(仮称)(素案) http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/pub/c5002169.html
- (2) 第 12 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画(変更素案) http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/pub/c6710769.html

3 御意見の提出方法

(1) フォームメール ホームページ

https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF0505 環境農政局緑政部自然環境保全課への問い合わせフォームから御意見を送信できます。

- (2) 郵送 〒231-8588(住所の記載は不要です。) 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課野生生物グループ あて (意見募集期間最終日の消印があるものを有効とします。)
- (3) ファクシミリ 045-210-8848



4 添付資料

(資料1)神奈川県イノシシ管理計画(仮称)(素案)について (資料2)第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の変更について

問合せ先

神奈川県環境農政局縁政部自然環境保全課 課長 山田 電話 045-210-4301

野生生物グループ 小沼 電話 045-210-4319

神奈川県イノシシ管理計画(仮称)(素案)について

1 概要

(1) 計画策定の背景と目的

近年、イノシシによる農作物被害が増加し、平成28年度の農作物被害金額は8千万円を超え、過去最大となった。また、生息分布が拡大しており、生活・人身被害が懸念されている。

そこで、イノシシによる農作物被害・生活被害の軽減、人身被害の防止及び人間との共存を図るため、効果的で総合的な対策を推進する必要があることから、新たに「神奈川県イノシシ管理計画(仮称)」(以下「管理計画」という。)を策定する。

(2) 計画の根拠

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項に基づき、第二種特定鳥獣管理計画として策定する。

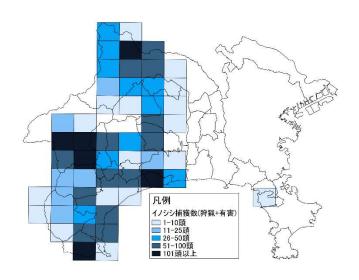
(3) 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

(4) 計画期間

平成30年10月(予定)から平成33年度までの3年6か月間

- (5) 計画対象区域 神奈川県全域
- (6) 計画目標
 - ア 農作物被害の軽減
 - イ 生活被害の減少、人身被害の防止
 - ウ 生息分布拡大の防止(生息メッシュ[※]の減少) ※約 1.6km を1辺とするメッシュにより把握



【参考】現行 5 km メッシュでの 捕獲分布状況 (平成 28 年度)

2 管理の考え方等

(1) 管理の考え方

地域の実情に応じて、捕獲、被害防除対策、集落環境整備等の対策を総合的に実施するとともに、被害対策の正しい知識及び技術の普及啓発を行い、専門的な知識に基づく適切な対策を推進する。

(2) 管理事業の進め方

被害を防止するため、生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、捕獲、被害防除対策、集落環境整備等の管理事業を効果的に組み合わせて実施する。

3 管理事業

- (1) 捕獲
 - ア 捕獲の方法
 - ・農地を利用する個体(加害個体)を優先して捕獲
 - ・はこわな、囲いわなの活用を促進
 - イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
 - ・市町村等が実施する捕獲に加え、必要に応じて、環境省の交付金を活用した県主体の捕獲等(指定管理鳥獣捕獲等事業)の実施
 - ウ 狩猟規制の緩和
 - ・狩猟期間の延長
 - ・くくりわな(直径12cm超)の使用規制の解除(一部地域)
- (2) 被害防除対策
 - ・農地への防護柵の設置
 - ・イノシシの餌や隠れ場所を除去する集落環境整備の実施
- (3) モニタリング
 - ア 生息状況調査
 - ・市町村や狩猟者から捕獲情報を収集・集計し、生息状況を把握
 - イ 被害状況調査
 - ・農作物被害、生活被害及び人身被害の情報を収集し、地域へフィードバック
 - ウ 調査結果の分析
 - ・生息状況及び被害状況の情報を集約・分析し、管理計画及び事業の見直し や地域の関係者への情報提供等に活用
- (4) 人材育成
 - ア 県の取組
 - ・市町村や農協職員等に対する被害対策手法等の研修
 - ・ICT技術等を活用した捕獲技術の検証
 - ・地域ぐるみの対策の推進

- イ 市町村の取組
 - ・住民や農業者等に対する防除技術習得等の研修
 - 普及啓発活動
- ウ 農業協同組合の取組
 - ・地域での活動を通じた鳥獣被害対策に関する助言

4 生息分布が拡大している地域での対策

これまでに生息が見られなかった相模川以東、特に、横須賀三浦地域では、生息分布が拡大している。

同地域は、生息域が市街地に囲まれていること、また、露地野菜の大産地であり、 今後、生息分布が拡大すると、生活被害・人身被害や甚大な農作物被害の発生が懸 念される。

そこで、同地域における個体数の減少及び生息分布の縮小を図るため、次の対策 を実施する。

- (1) 捕獲及び被害防除対策
 - ・地域に応じた捕獲と被害防除対策の実施
 - ・生息分布の拡大防止のための広域防護柵の設置
- (2) モニタリング
 - ・生息状況・被害状況のモニタリングの実施
 - 年齢構成等の把握のためのモニタリングの実施
- (3) 監視体制
 - ・早期に出没を把握するため、監視体制を整備

第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の変更について

神奈川県イノシシ管理計画(仮称)の策定について、第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画に位置付けるとともに、所要の変更を行う。

変更箇所	変更内容
鳥獣保護区、特別保護地区及	○狩猟によるイノシシ捕獲の推進を図るた
び休猟区に関する事項	め、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域(イノシシを
	除く)」の指定を検討する旨記載する。
鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の	○イノシシについては、計画策定後において
採取等の許可に関する事項	も、「第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥
	獣の数の調整の目的」ではなく、「鳥獣によ
	る生活環境、農林水産業又は生態系に係る
	被害の防止の目的」とした捕獲許可基準を
	適用する。
	○国有林野関係職員を鳥獣の管理を目的と
	する捕獲の従事者の対象として位置付け
	る。
	○種の保存法に定める国内希少野生動植物
	種から解除されるオオタカについて、原則
	鳥獣の管理目的での捕獲を認めない旨記
	載する。
	○オオタカに販売許可証を交付する場合に
	付す条件について記載する。
	○住居集合地域等における麻酔銃猟の実施
	に当たっての留意事項を記載する。
特定計画の作成に関する事項	○第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣にイ
	ノシシを追加する。
鳥獣の生息の状況の調査に関	○第二種特定鳥獣生息状況調査の対象鳥獣
する事項	にイノシシを追加する。
鳥獣の保護及び管理について	○普及啓発の対象として第二種特定鳥獣に
の普及啓発等	イノシシを追加する。